

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月13日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第6号

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程（平成23年新潟市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して届出等（以下「電子届出」という。）がされた場合は、この限りでない。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メールその他の電子情報処理組織（以下「電子メール等」という。）を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を

通知するものとする。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第14条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第17条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第22条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第26条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第27条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第28条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第30条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第31条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を

通知するものとする。

第 3 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 3 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 3 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 3 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 3 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 3 5 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 3 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 3 6 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 3 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 3 7 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を

通知するものとする。

第38条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第38条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第40条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第40条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第41条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第41条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第42条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第42条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第43条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。